

会社法会計と中小企業会計の再構築についての一考察

西 森 亮 太

A Study on The Reconstruction of Company Law Accounting and SME Accounting

Ryota Nishimori

1. はじめに

本論文では、日本の会社法会計と中小企業会計との関係について、すなわち会社法が独自の会計規定を持つに際して、現行の中小企業会計基準を取り込むことができるか否かについて考察する。日本における中小企業会計の歴史を振り返ってみれば、1949年の「中小企業簿記要領」および1953年の「中小会社経営簿記要領」が原点といえる。

「中小企業簿記要領」は、経済安定本部企業会計制度対策調査会が公表したものであり「第1原則「正規の簿記の原則」・第2原則「真実性の原則」・第3原則「明瞭性の原則」・第4原則「事業会計・家計区分の原則」・第5原則「継続性の原則」・第6原則「収支的評価の原則・発生原則」・第7原則「記帳の能率化・負担軽減の原則」¹が規定されていた。7つの原則が定められているのは「企業会計原則」と同様であるといえよう。

「中小会社経営簿記要領」は、中小企業庁が公表した。同要領の目的として「①経理業務の充実、②経営の改善、③合理化や賃金の借入に必要な体制の整備、④申告納税への利用」²が示されていた。

以上の2つの要領の趣旨を受け継いで、現在「中小企業の会計に関する指針」と「中小企業の会計に関する基本要領」の2つの会計ルールが併存している。そこでまずは、現行の各々の会計ルールについて、概観したい。

2. 「中小企業の会計に関する指針」の概説

「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」）は、2005年8月1日に公表された。「中小指針」公表に至るまでの経緯として、2002年6月の「中小企業の会計に関する研究会報告書」における中小企業庁の指針打ち出しに呼応して、日本税理士会連合会が2002年12月に「中小会社会計基準研究会報告書」を、日本公認会計士協会が2003年6月に「中小会社の会計のあり方に関する研究会報告」をそれぞれ公表した。その後、中小企業庁が「中小企業の会計の統合に向けた検討委員会」を設置して、3つの報告を統合し「中小指針」公表に至ったのである。

まず「中小指針」の構成についてであるが、下記のとおりである。

図表 1. 「中小指針」の構成

<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 対象 本指針の作成に当たっての方針 本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項 <p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金銭債権 貸倒損失・貸倒引当金 有価証券 棚卸資産 経過勘定等 固定資産 金銭債務 引当金 退職給付債務・退職給付引当金 税金費用・税金債務 税効果会計 純資産 収益・費用の計上 リース取引 外貨建取引等 組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計） 個別注記表 決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示
--

(出所) 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」

まずは「中小指針」の「総論」についてみてみたい。

「目的」として、中小企業である株式会社における計算書類の作成義務が定められ、特に「中小指針」は、会計参与設置会社を想定していることが重要である。

「対象」は、「金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社」と「会計監査人を設置する会社及びその子会社」を除く株式会社としている。また「特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。」と規定している。中小企業のための「指針」であるゆえ、対象の定義は当然といえよう。

「本指針の作成に当たっての方針」では「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。」とし、中小企業であっても公開大企業と変わらない会計処理を認容している。そして「会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。」と明記している。「一定の場合」とは、原則は認められないということである。この点が、税務会計（法人税法会計）による会計処理がメインである多くの中小企業の会計実務と「中小指針」との乖離であると指摘される部分である。

続いて「各論」における特徴についてみていく。とりわけ「有価証券」「棚卸資産」「税効果会計」「組織再編の会計」の4つに着目したい。

「有価証券」については「(1) 売買目的有価証券 (2) 満期保有目的の債券 (3) 子会社株式及び関連会社株式 (4) その他有価証券」の4つに分類する。そして「市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。」と「中小指針」は規定している。取得原価主義を基本とする中小企業の会計実務において、時価評価、減損処理の適用を要請しており、複雑な内容となっている。

「棚卸資産」についても「棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金銭的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。」として、「有価証券」同様、時価評価の適用を求めている。また「棚卸資産について、災害等による時価の下落に応じて簿価を切り下げ、かつ、その金額について重要性があるものについては、注記等により帳簿価額切下額を表示することが望ましい。」と規定して、こちらも「有価証券」同様、減損処理を要請している。

「税効果会計」は「中小指針」に記載のとおり「一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）が生じた際に、将来その一時差異が解消されるときに課税所得が減少し、それに伴い税金費用が減少することにより純利益が増加する場合には繰延税金資産を計上する。また、一時差異が解消するときに課税所得が増加し、それに伴い税金費用が増加することにより純利益が減少する場合には繰延税金負債を計上する。」のである。「組織再編の会計」は、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転等の、企業の組織再編が行われた場合に適用される、企業結合会計及び事業分離会計をいう。「税効果会計」「組織再編の会計」ともに、原則として中小零細企業にとって縁遠く、中小企業会計の中に規定するのは果たして妥当なのか、疑問に思わざるを得ない。

以上のような「中小指針」を準拠して、計算書類を作成している中小企業はどれくらいであったのだろうか。中小企業庁「中小企業の会計に関する実態調査」(2010年)に基づいた河崎照行の指摘によれば「中小指針への準拠度については、「準拠している（一部準拠を含む）」企業は45.1%であり、そのうち、「完全に準拠している」企業は15.9%にすぎなかった³のである。そして「同調査では、中小指針に対する要望として、「税務と一致した会計基準」を望む企業が21.7%、「税務会計で十分である」とする企業が14.7%、「極力簡便な会計処理」を望む企業が34.4%であり、約7割超（70.8%）の中小企業が中小指針に不満を示していた⁴ことにも言及している。

前述したように、会計実務において税法基準をベースとする中小企業にとって「中小指針」は非常に使い勝手が悪かったといえる。そのような状況下、新たに「中小企業の会計に関する要領」（以下「中小会計要領」）が2012年2月に公表されるに至ったのである。

3. 「中小企業の会計に関する基本要領」の概説

まず「中小会計要領」の構成は、下記のとおりである。

図表2. 「中小会計要領」の構成

I. 総論
目的
本要領の利用が想定される会社
企業会計基準、中小指針の利用
複数ある会計処理方法の取扱い
各論で示していない会計処理等の取扱い
国際会計基準との関係
本要領の改訂
記帳の重要性
本要領の利用上の留意事項
II. 各論
収益、費用の基本的な会計処理
資産、負債の基本的な会計処理
金銭債権及び金銭債務
貸倒損失、貸倒引当金
有価証券
棚卸資産
経過勘定
固定資産
繰延資産
リース取引
引当金
外貨建取引等
純資産
注記
III 様式集
貸借対照表
損益計算書
記載上の注意
株主資本等変動計算書（横形式）
株主資本等変動計算書（縦形式）
個別注記表
製造原価明細書
販売費及び一般管理費の明細

(出所) 中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」

「中小会計要領」の「総論」の主な特徴は、下記のとおりである。

「目的」では「「中小企業の会計に関する指針」と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象」としている。よって、金融機関、取引先、株主等の中小企業における限定された利害関係者への情報提供を目的とすること、会計と税制との調和を図ること、中小企業の負担を軽減するために、計算書類等の作成を最低限に留めることなどが「中小会計要領」を徹底する考え方となっている。

「企業会計基準、中小指針の利用」では「本要領の利用が想定される会社において、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「企業会計基準」という。）や中小指針に基

づいて計算書類等を作成することを妨げない。」と定めている。これは「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（会社法431条）における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として「中小会計要領」のみならず「企業会計基準」と「中小指針」も該当するため、併用を認めるという趣旨である。

「国際会計基準との関係」は非常に重要な点である。「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。」と規定する。「中小指針」は国際会計基準(IFRS)の影響を受け、それゆえに中小企業の会計実務の実態と乖離し、思うような普及が出来なかったのは前述のとおりである。そこで「中小会計要領」は、国際会計基準、会計グローバリズムの影響を遮断し、中小企業の会計実務の実態に沿うようにしたのである。

「記帳の重要性」として「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。」と定めている。2005年の会社法の制定において「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」（会社法432条1項）と明文化された。これをうけて「中小会計要領」は「中小指針」とは異なり、「総論」において正規の簿記の原則を規定したとされる。

次に「各論」のポイントは下記のとおりである。

「収益、費用の基本的な会計処理」を「資本、負債の基本的な会計処理」よりも先に規定していることは重要である。「中小会計要領」は企業会計の会計観として、収益費用アプローチを採用しているといえる。

「有価証券」については「(1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。(2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。(3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。」と規定している。「中小指針」との違いは、有価証券の評価を原則、取得原価と明記している点が挙げられる。よって、その他有価証券の期末評価は「中小指針」は時価評価であるが「中小会計要領」は取得原価評価となる。有価証券の減損処理については「中小会計要領」にも規定があり「中小指針」と内容に差異はないといえる。

「棚卸資産」については「(1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。(2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。(3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。」と定めている。「中小指針」では期末における時価が取得原価を下回った場合は正味売却価額とされるが「中小会計要領」では低価法の選択適用が認められている。棚卸資産の減損処理については「中小指針」と同じく「中小会計要領」にも規定がある。

「税効果会計」「組織再編の会計」の規定は「中小会計要領」には存在しないことも留意する必要がある。適用対象とする企業が「中小指針」とは異なることの証左である。

4. 「中小指針」と「中小会計要領」との相違点

「中小指針」と「中小会計要領」それぞれの成立過程、特徴等を踏まえて論じる。まずはIASB（国際会計基準審議会）が作成した中小企業版IFRS（IFRS for SMEs）について触れておきたい。

中小企業版IFRSは、中小企業にも公開大企業と同様の国際会計基準を適用するために作成されたのである。小栗崇資によれば、以下の4つのIASBの戦略的意図の推察が可能である⁵。

- (1) 中小企業会計基準は国際会計基準の補完物や従属物ではなく、2大基準として完全な国際財務報告基準と並ぶ重要な基準であること。
- (2) IASBの想定する中小企業の規模（従業員50名、売上10億円）は、小企業や零細企業ではなく中規模に近い企業であり、それらは投資対象となる可能性をもち、将来、資本市場に参入する可能性をもった上場企業予備軍として期待されること。
- (3) そのためには国際的な比較可能性をもち、上場の際には国際財務報告基準への移行が容易であることが求められること。
- (4) IASB国際会計基準の役割がグローバルな金融・資本市場のインフラ形成であるとするれば、国際中小企業会計基準にはこのグローバルな金融・資本市場の土台を大きく拡張し活性化する役割が求められること。

以上より、IASBは中小企業を「投資対象」となり得るか否かによって選別し、グローバル化の視点でしか中小企業の存在価値を捉えず、各国内における地域社会に根差した中小零細企業は念頭にないと言ってよい。したがって、中小企業版IFRSは各国の中小企業の状況と相いれない点が多々あるなどして、日本を含めて先進諸国の多くは、積極的に中小企業版IFRSを導入しようとしていないのが実情である。

もっとも、IFRSの影響を企業会計基準を通して間接的に受けて、公表されたのが「中小指針」である。「中小指針」の形成方法は「トップダウン・アプローチ」と呼ばれる。トップダウン・アプローチとは、「企業会計基準」(J-GAAP)、IFRS、「米国基準」(US-GAAP)といった公開大企業に適用される会計制度の中から中小企業にとって適当な会計基準を選別して形成されたのである。よって前述のとおり、税効果会計や組織再編の会計などが規定されているのである。

これに対して「中小会計要領」の形成方法は「ボトムアップ・アプローチ」という。ボトムアップ・アプローチは、中小企業における会計実務等の特徴、独自性に鑑みることから出発し、公開大企業の会計制度へと下から積み上げて形成していくのである。よってIFRS等との連続性はないが、中小企業固有の会計制度として独立して存在しているといえる。そのため「中小会計要領」は収益費用アプローチ、取得原価主義、確定決算主義に基づいているのである。「中小会計要領」は、IASBの戦略的意図、IFRSの影響を遮断し、中小企業の日々の会計実務に合致した制度であると評価できよう。

それでは「中小指針」の普及率、利用度については前述のとおりだが、ボトムアップ・アプローチにより成立した「中小会計要領」の会計実務等における普及、活用状況はいかがであろうか。「中小指針」と比較して簡便な内容であること、2013年4月から「中小会計要領」を採用している企業に対する信用保証料率割引制度の開始などにより、普及率、活用に期待されたが、今日においてもなお、税務会計ベースの会計実務が主である事実は否定できない。この点に関して、山下壽文の「中小会計要領」批判が原因を付いているように思われる。以下、山下の批判を引用する⁶。

- ① 中小要領を利用する想定する中小企業の経営者に理解しやすく、必要な事項を簡潔に記載したものであるといいながら、必要な事項とは考えられない社債の発行や外貨建取引等の事項を取り上げている。
- ② 「必要な事項を簡潔に記載」しすぎて、経理能力に乏しいといわれる中小要領を利用する想定する

中小企業の経営者や経理担当者に対応できない。

- ③会計処理は各論の各項目、注記は各論「注記」、貸借対照表の表示は「様式集」というように説明がバラバラで分り難い。各論の各項目の説明と様式は重複してもよいので、秩序だって説明すべきだった。
- ④企業会計基準の実務指針のような会計処理事例を提示すべきであった。
- ⑤中小要領は、策定方法にボトムアップ・アプローチを採っているというが、実際には大企業向けの「企業会計原則」等を中小企業の属性および税務会計を考慮して簡素化するトップダウン・アプローチを採っており、それを安易に簡素化したことが上述の多くの問題を生じる一因となっている。これにより、中小要領は、中小企業にとって、中小指針とは別の意味でハードルが高いと言わざるを得ない。

以上が、山下による「中小会計要領」についての問題点の指摘である。この山下の主張は「中小会計要領」の普及、活用状況の現状分析に止まらず、中小企業会計自体の会計制度上の位置付けを考えるうえでも重要な問題提起であると思われる。そこで次に、会計制度論の視点から、「中小会計要領」「中小指針」両方含めた、日本の中小企業会計制度のあり方について試論を提起したい。

5. 会計制度論から考える中小企業会計のあり方

前述の山下の批判の②および⑤から、「中小会計要領」の制度上の位置付けが明瞭でなく、中途半端であると考えられる。この点は「中小指針」も同様である。つまり、現在の日本の会計制度の軸をなす金融商品取引法会計は、大企業を対象とした投資家向けの会計制度であり、大企業以外の中小企業の受け皿として、2つの中小企業会計が定められたに過ぎないのである。とりわけ「中小会計要領」は、会計グローバルゼーションとはほとんど無縁である中小零細企業に対するセーフティーネット的機能が期待された「飛び地」に存在する例外的規定である。

こうした会計制度の現状は「会計制度の二分化と会計基準の複線化」⁷と評されている。会計制度の二分化とは、大企業の会計制度と中小企業の会計制度との二分化という意味である。会計基準の複線化とは「中小指針」と「中小会計要領」とが並存状態であることを指している。これでは中小企業会計のルール化を定めたとしても、複雑で分かりにくく、現場の会計実務に浸透し難いであろう。

また「中小指針」「中小会計要領」共に該当することであるが、法的拘束力を有しない。たしかに会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に両方とも含まれるが、法律でないことはもちろん、判例によって法的拘束力を認められた慣習法ともいえないのである。それゆえに、日本の中小企業会計の制度上の位置付けが曖昧で、会計実務に対する影響力があまりないと思われる。

そこで、さしあたりの試論として「中小指針」を金融商品取引法会計へ、「中小会計要領」を会社法会計へ統合、収斂することを提起する。「中小指針」はIFRSの影響を受けた内容であることより、金融商品取引法会計と親和性を有するといえよう。金融商品取引法は大企業を対象としており、中小企業は対象外ではないかとも思われるが、中小企業は幅が広い。上場予定で投資対象となりうる中小企業は意思決定会計を基調とし、金融商品取引法会計の対象となるといえる。

「中小会計要領」が会社法の計算規定に組み込まれることによって、取得原価主義、確定決算主義を基調とした会社法会計の再構築を図ることができるのではないだろうか。会社法は中小企業のみならず大企業も法規制の対象としているため「中小会計要領」との統合は妥当ではないといえそうだが、公

開大企業であっても、投資家のためだけに決算書作成を行っているわけではない。むしろIFRSの影響、会計グローバリズムを遮断している「中小会計要領」の規定、思考こそ、中小企業のみならず、ステークホルダー資本主義における公開大企業にとっても非常に重要となってくるのではないか。

さらに会社法会計が独自の開示規制を有することにより、現状では崩壊してしまっている、日本の会計制度のトライアングル体制も復権させることが可能となると思われる。

以上の試論からすれば、「中小指針」と「中小会計要領」は消滅することになるが、それぞれ金融商品取引法会計、会社法会計へ統合、収斂することにより「会計制度の二分化」「会計制度の複線化」といった状況が解消され、明確で分かりやすく、使い勝手の良い会計制度の創出へと繋がるのではないだろうか。

6. 結び

本論文では「中小指針」「中小会計要領」という日本の中小企業会計規定の検討により、会計制度のあり方、会社法会計の再構築のための一つの方策として一石を投じた。もっとも「中小会計要領」は前述のような課題があるとはいえ、IFRSの影響を遮断したローカル性の強い中小企業本位の規定であることは間違いない。中小企業家同友会全国協議会による「2023年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」をみれば「人的保証に依存しない金融制度の確立を」「中小企業憲章の理念に沿った中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を」「持続可能で循環型経済社会の形成とSDGs・エネルギーシフトの推進を」「中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化」といったことが記載されている。投資対象となり得る中小企業を目指すなどといった類の記載は一言もないのである。

また2010年6月18日、民主党政権において閣議決定された「中小企業憲章」の基本理念には「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統芸能や文化の継承に重要な機能を果たす。」と記されている。中小企業憲章から中小企業にとって相応しい会計制度について考えてみても、IASBによる中小企業会計基準の適用は現実の経済と乖離していると言わざるを得ない。

河崎照行は「会計分化の「ローカル性」、西洋文化と東洋文化の相違」⁸といった視点から、中小企業会計のあり方について論じている。もちろん会計グローバリズムとの関係を考えるうえで、会計文化という切り口から議論することも重要である。しかしそれだけではなく、生産や流通を支える土台としての中小企業の役割、日本における企業全体の99.7%を占め、労働者全体の70%を生み出している中小企業の社会的存在等々に鑑みた、中小企業会計制度の設計が望まれるといえるのではないか。そして中小企業だけの論点ではなく、大企業にも当てはまる論点なのである。全ての企業が会計制度のあり方について共通認識を有しているという前提により、会社法会計の復権へと繋がると考える。

¹ 坂本 (2011) 519ページ。

² 坂本 (2011) 519ページ。

³ 河崎 (2016) 22ページ。

⁴ 河崎 (2016) 22ページ。

⁵ 小栗 (2014) 274ページ。

⁶ 山下 (2012) 65-66ページ参照。

⁷ 河崎 (2019) 383ページ。

⁸ 河崎 (2019) 384ページ。

引用・参考文献

- 小栗崇資（2014）『株式会社会計の基本構造』中央経済社。
- 小栗崇資・陣内良昭編著（2022）『会計のオルタナティブー資本主義の転換に向けて』中央経済社。
- 河崎照行・万代勝信編著（2012）『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 河崎照行編著（2015）『中小企業の会計制度ー日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社。
- 河崎照行（2016）『最新 中小企業会計論』中央経済社。
- 河崎照行（2019）『会計制度のパラダイムシフトー経済社会の変化が与える影響』中央経済社。
- 堺貴晴（2015）「確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築」『中小企業会計研究』, 創刊号, 53-80ページ。
- 坂本孝司（2011）『会計制度の解明ードイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社。
- 品川芳宣（2013）『中小企業の会計と税務ー中小会計要領の制定の背景と運用方法』大蔵財務協会。
- 中小企業家同友会全国協議会（2022）『2023年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言』。
- 中小企業の会計に関する検討会（2012）『中小企業の会計に関する基本要領』。
- 中小企業庁（2010）『中小企業憲章』。
- 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会（2021）『中小企業の会計に関する指針』。
- 野中郁江・三和裕美子編（2021）『図説 企業の論点』旬報社。
- 弥永真生（2012）「「中小会計要領」の会社法における位置づけ」『企業会計』第64巻, 第10号, 40-45ページ。
- 弥永真生（2022）『中小企業会計とその保証』中央経済社。
- 山下壽文（2012）「わが国の中小企業会計基準の展開ー「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって」『佐賀大学経済論集』第45巻, 第4号, 49-72ページ。